塩尻市結婚新生活支援事業補助金
申請からお支払いまでのフローチャート

【申請者　⇒　塩尻市】
必要書類を添付して申請書（塩尻市結婚新生活支援事業補助金交付申請書）を提出

【塩尻市　⇒　申請者】
交付決定（交付決定通知書を送付）

【申請者】
補助対象経費の支払い
住宅取得費用、住居賃借費用（家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料）、引越費用、リフォーム費用
※年度内（当年４月～翌年３月まで）に支払ったもののみ対象

【申請者　⇒　塩尻市】
実績報告
交付決定を受けた分の補助対象経費の支払い完了日から１ヵ月以内かつ
令和７年３月31日までに、実績報告書類を提出。

【塩尻市　⇒　申請者】
補助金の確定（補助金確定通知書を送付）
請求書に記載されている口座へ補助金の振込